

さ情審査答申第162号
平成30年11月7日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成28年7月12日付けで貴職から受けた、「法務・コンプライアンス課が保有する某区役所における「決裁文書に同僚職員の印(鑑)を無断で使用した」事案に関する情報伝達シート(平成28年3月18日、人事課より訓告の処分されたもの)」(以下「本件対象行政情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年5月6日付け総総法第181号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、実施機関が不存在とした文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。
不存在は不当、不存在の可否を争う。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のように説明している。

当該行政情報を取得していないため行政情報不開示決定をした。

当該行政情報である情報伝達シートは通常、緊急事態等が発生した局・区役所等が、危機管理監(安心安全課)へ報告するものであり、その写しが当課に提供されるものである。しかしながら、当該行政情報については、当課へ

の提供はなかった。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年4月26日に開示請求を行った「法務・コンプライアンス課が保有する某区役所における「決裁文書に同僚職員の印(鑑)を無断で使用した」事案に関する情報伝達シート(平成28年3月18日、人事課より訓告の処分されたもの)」である。

実施機関は本件開示請求に対して、当該行政情報は不存在であるとして不開示決定を行ったところ、審査請求人は、不存在は不当であり不存在の当否を争うと主張し、処分の取消しと情報伝達シートの開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

審査請求人が主張する審査請求の理由は、当該情報伝達シートが不存在だということは不当であるから開示せよということである。これに対して実施機関は、情報伝達シートは、緊急事態等が発生した場合、危機管理の観点から、作成されると速やかに安心安全課に提出され、危機管理監に報告された後、法務・コンプライアンス課に情報提供されているが、当該情報伝達シートについては、安心安全課から提供されることはなかったと主張している。

行政情報の存否に関わる審査請求人と実施機関の主張について考察すると、情報伝達シートの性質を考慮したときに、仮に、当該情報伝達シートが存在していれば、当該文書は、条例により不開示とされる部分があった場合はその部分を除いて、不開示部分がない場合はそのすべてが開示可能と考えられる。そうすると、安心安全課から提供されることはなかったという実施機関の説明に不自然な点はなく、当該情報伝達シートの存在を窺わせる他の具体的な事情も存在しないことから、不存在と認めるのが相当である。

なお、情報伝達シートが作成されるべき事態であったか否かについては、当審査会の権限外の事項であるので言及しない。

3 以上の次第であるから、当審査会は本件審査請求に理由がないので、前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年 7月12日	諮問の受理(諮問第427号)
②	平成30年 6月19日	審議
③	同 年 10月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)